

市内米軍施設の現況等について

1 令和4年12月1日以降の主な経過

令和4年

12月1日 基地対策特別委員会

- 議題 1 市内米軍施設の現況等について
2 政府に対する要望活動について

12月1日 基地対策特別委員会視察（ヘリ視察）

12月23日 防衛省南関東防衛局から「防衛省の令和5年度予算案について」本市に連絡

- 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック
 - ・ 消防署
敷地造成 約1億24百万円
- 根岸住宅地区
 - ・ 原状回復作業
国有財産取壊工事、埋蔵文化財調査等 約5億47百万円

12月23日 防衛省南関東防衛局から「根岸住宅地区の原状回復作業については、令和5年度においても引き続き作業を実施する見込み」と本市に連絡

令和5年

1月12日 防衛省南関東防衛局から「令和5年春頃、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへ小型揚陸艇部隊が新編予定」と本市に連絡（別紙1参照）

1月12日 「瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編」に関して市長コメントを発出

「山中竹春 横浜市長コメント」

このたびの瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックにおける「小型揚陸艇部隊の新編」は、要員が常時配置されるなど、基地機能の強化であると考えられます。

我が国の安全保障上、必要であることは理解しますが、このたびの新編は基地の恒久化につながるおそれがあり、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックの早期返還を求めている横浜市としては、遺憾と言わざるを得ません。

市民生活の安全・安心に影響を及ぼすことのないよう、国に対し要請するとともに、引き続き、早期返還を求めています。

1月13日 防衛省南関東防衛局から「根岸住宅地区の一部の土地が土壤汚染対策法の形質変更時要届出区域に指定されたことについて」本市に連絡（別紙3参照）

1月16日 横浜市会（基地対策特別委員会）による政府要望

「横浜市内米軍施設に関する要望書」

- I 市内米軍施設の返還と跡地利用に関する要望
 - 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還の促進
 - (1) 平成16年10月に返還方針が合意されている施設・区域の返還
 - (2) 返還合意施設以外の施設・区域の返還促進
 - 2 民間土地所有者への配慮
 - 3 跡地の適正管理と実態把握
 - 4 返還国有財産の優遇処分
 - 5 跡地利用に対する支援
 - 6 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応
- II 米軍施設周辺の生活環境の維持向上に関する要望
 - 1 米軍施設及びその周辺における安全対策の徹底
 - 2 米軍に対する環境関係法令の適用
 - 3 感染症対策の徹底
 - 4 災害対策への協力
 - 5 米軍人等に対する教育等の徹底
 - 6 適時・適切な情報提供

○対応者

外務省：秋本 真利 外務大臣政務官
防衛省：木村 次郎 防衛大臣政務官

1月20日 本市が「瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編について」防衛省に要請（別紙2参照）

「瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編について」

- 1 配備までのスケジュールとともに、部隊の新編の詳細について具体的な情報を、適時適切に提供すること。
- 2 特に、部隊の新編により基地の機能はどのように変わるのか説明を行うこと。
- 3 市民生活の安全・安心に影響を及ぼすことがないよう万全の対策を講じること。

1. 概要

- 令和5年春頃、横浜ノース・ドックに米陸軍が小型揚陸艇部隊を新編予定（13隻及び約280名の編成）

2. 意義

- 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、南西諸島を含む所要の場所に迅速に部隊・物資を展開可能
- 小型揚陸艇の特徴：
 - ・ ヘリや輸送機と比較して大量の物資の輸送可能
 - ・ 港湾がない場所や港湾が破壊された場所でも接岸可能



➡ 自然災害を含む様々な緊急事態について、日米が連携して対応する能力が向上

➤ 南海トラフ地震等を想定した日米合同災害対処訓練

⇒ 小型揚陸艇により被災地に大量の支援物資を輸送する想定



➤ 東京都帰宅困難者対策訓練

⇒ 小型揚陸艇により東京（江東区）に所在する多数の帰宅困難者を横浜に輸送



➤ 日米共同訓練「オリエント・シールド」

⇒ 日米共同訓練のため南西諸島に物資輸送。小型揚陸艇により、陸上自衛隊の部隊・装備品の輸送支援も実施



（参考）陸上自衛隊も導入中

⇒ 陸上自衛隊も輸送力強化のため同種の輸送船舶を導入中
※ 海上輸送力の強化は、自衛隊にとっても重要な課題



陸上自衛隊で導入予定の小型級船舶（イメージ）

3. 新編に伴う影響

- 新編に伴う船舶の増加なし（横浜ノース・ドックに配置済の船舶を使用）
- これまでは随時派遣であった船舶運用のための要員を常時配置
- 追加要員は神奈川県内の既存米軍施設等に居住

政 基 第 293 号
令和 5 年 1 月 20 日

防衛大臣
浜田 靖一 様

横浜市長 山中 竹春



瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編について（要請）

令和 5 年 1 月 12 日、国から、日米安全保障協議委員会（2+2）において、在日米軍の態勢の最適化に向けた取組の一環として、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックにおける米軍小型揚陸艇部隊が新編されると示されたことについて、連絡を受けました。

これまで本市は、基地の返還に向けて、基地が恒久化されかねない機能の強化・拡大がないよう、国に対して要請を続けてきました。瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックは、横浜港の中心に位置し、様々な機能の集積地に隣接しております。また、近隣の施設には、観光客を含め、多くの方々が集まることから、周辺住民はもとより来街者に対しても、不安を与えるような基地使用を行わないことを求めてきました。

国によれば、厳しさを増す安全保障環境に対応するため、日本における米軍の戦力態勢をより強化するためであり、国の安全保障上、必要であることは理解しますが、この度の新編は基地機能の強化であると考えられ、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックの早期返還を求めている横浜市としては、遺憾と言わざるを得ません。

つきましては、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックにおける米軍小型揚陸艇部隊の新編に対し、以下の項目を強く要求いたします。

- 1 配備までのスケジュールとともに、部隊の新編の詳細について具体的な情報を、適時適切に提供すること。
- 2 特に、部隊の新編により基地の機能はどのように変わるのか説明を行うこと。
- 3 市民生活の安全・安心に影響を及ぼすことがないよう万全の対策を講じること。

横浜市公告第 11 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 5 年 1 月 13 日

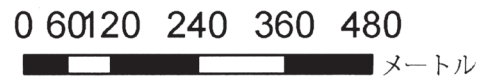
横浜市長 山中 竹 春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
中区寺久保、簗沢、根岸台及び山元町 4 丁目地内、南区山谷地内、磯子区上町地内（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物



横浜市建築局都市計画基本図データにより作成【横浜市地形図複製承認番号 平25 建都計第9006号】

横浜市中区、南区、磯子区の一部
形質変更時要届出区域：■



令和5年1月

根岸住宅地区に係る土壤汚染概況調査の結果について

1 土壤汚染対策法に基づく調査内容

- ・調査期間：令和3年3月25日～令和3年8月31日
- ・本調査は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関が実施。
- ・根岸住宅地区（約4.3ha）のうち土壤汚染のおそれがある箇所を1地点あたり（10m×10m又は30m×30m）に区分し、調査を実施。
- ・調査対象項目及び分析方法
土壤汚染対策法に規定された特定有害物質
 - ア 第一種特定有害物質（12物質）：環境省告示第16号（土壤ガス調査）
 - イ 第二種特定有害物質（9物質）：環境省告示第18号（土壤溶出量試験）
環境省告示第19号（土壤含有量試験）
 - ウ 第三種特定有害物質（5物質）：環境省告示第18号（土壤溶出量試験）

2 土壤汚染対策法に基づく調査結果

土壤汚染対策法に規定された特定有害物質

第一種特定有害物質

根岸住宅地区内の274地点で調査を行い、結果は以下の物質の検出を確認。

- ア テトラクロロエチレン 5地点
(検出値：0.1～0.4vol-ppm、定量下限値：0.1vol-ppm以下)

第二種特定有害物質

同地区内の711地点で調査を行い、結果は以下の物質の基準不適合を確認。

- イ 水銀及びその化合物 1地点
(土壤溶出量 検出値：0.0024mg/L、基準値：0.0005mg/L以下)
- ウ 水銀及びその化合物 1地点
(土壤含有量 検出値：56mg/kg、基準値：15mg/kg以下)
- エ 鉛及びその化合物 1地点
(土壤溶出量 検出値：0.082mg/L、基準値：0.01mg/L以下)
- オ 鉛及びその化合物 55地点
(土壤含有量 最大検出値：20,000mg/kg、基準値：150mg/kg以下)
- カ 砒素及びその化合物 1地点
(土壤溶出量 検出値：0.011mg/L、基準値：0.01mg/L以下)
- キ ふっ素及びその化合物 3地点
(土壤溶出量 最大検出値：1.6mg/L、基準値：0.8mg/L以下)

※同一地点において複数の特定物質の基準不適合が確認されている箇所がある。

3 措置状況

根岸住宅地区は関係者以外の立入りが制限されており、汚染の摂取経路（土壤に含まれる有害な物質が体内に入ってしまう経路）がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、土壤汚染対策法第11条の規定に基づき、土地の形質を変更する際に横浜市に対し届出を要する区域（形質変更時要届出区域）に指定されています。

根岸住宅地区における土壌汚染概況調査結果図

